

議案第22号

葛飾区保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の実施基準を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葛飾区保育所の保育料等に関する条例

第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定による保育（以下「保育」という。）の実施及び法第56条第3項の規定に基づく」を「葛飾区が区立保育所において保育を行った場合に徴収する」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 区立保育所 葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）別表に規定する葛飾区保育所をいう。
- ② 支給認定教育・保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する支給認定教育・保育（保育に限る。）をいう。
- ③ 保育 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する保育をいう。
- ④ 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

- (5) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (6) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）をいう。
- (7) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (8) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (9) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。

（区立保育所支給認定教育・保育保育料等）

第3条 区立保育所における支給認定教育・保育に係る使用料の額は、1月につき、法第27条第3項第1号に掲げる額とする。

2 区長は、区立保育所において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める額の保育料（以下「区立保育所支給認定教育・保育保育料」という。）を徴収するものとする。

第7条を第11条とし、第6条の見出し中「及び滞納処分」を削り、同条第1項中「扶養義務者等が」を削り、「保育料等」を「区立保育所保育料等」に改め、「納付しない」の次に「者がある」を加え、同条第2項を削り、同条を第10条とする。

第5条中「保育料等の納付期限」を「区立保育所保育料等の納付期限（以下「納付期限」という。）」に改め、同条を第9条とする。

第4条の見出し中「保育料等」を「区立保育所保育料等」に改め、同条中「保育料及び延長保育料」を「、区立保育所支給認定教育・保育保育料、区立保育所緊急等保育保育料、区立保育所特別利用保育保育料、延長保育料及び保育短時間延長保育料」に、「保育料等」を「区立保育所保育料等」に改め、同条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

（区立保育所緊急等保育保育料等）

第4条 区立保育所における法第28条第1項第1号に掲げる場合に行う特定教育・保育に係る使用料の額は、1月につき、法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）とする。

2 区長は、区立保育所において、法第28条第1項第1号に掲げる場合に係る特定教育・

保育を行ったときは、当該特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で規則で定める額の保育料（以下「区立保育所緊急等保育保育料」という。）を徴収するものとする。

（区立保育所特別利用保育保育料等）

第5条 区立保育所における特別利用保育に係る使用料（以下「区立保育所特別利用保育使用料」という。）の額は、1月につき、法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）とする。

2 区長は、区立保育所において、特別利用保育を行ったときは、当該特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で規則で定める額の保育料（以下「区立保育所特別利用保育保育料」という。）を徴収するものとする。

（延長保育料）

第6条 区長は、区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して規則で定める範囲の時間以外の時間に小学校就学前子どもの保育を行ったときは、当該保育を受けた小学校就学前子どもに係る保護者から、1月につき、1万1,400円を超えない範囲内で規則で定める額（以下「延長保育料」という。）を徴収することができる。

（保育短時間延長保育料）

第7条 区長は、区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して規則で定める範囲の時間に保育短時間の認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の認定をいう。）に係る小学校就学前子どもの保育を行ったときは、当該保育を受けた小学校就学前子どもに係る保護者から、1月につき、1万1,400円を超えない範囲内で規則で定める額（以下「保育短時間延長保育料」という。）を徴収することができる。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 第5条第1項の規定にかかわらず、法附則第9条の規定の適用がある間、区立保育所

特別利用保育使用料の額は、同条第1項第2号ロ①)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）に同号ロ②)に掲げる額を加えた額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第3条第2項に規定する保育料の徴収の準備その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。